ロ　申請人が国籍又は住所を有する国において所属する公私の機関（以下「海外の所属機関」という。）との間で、次の事項について合意し、その内容を明らかにした書面を交換していること（ハに該当する場合を除く。）。

(1)　申請人が海外の所属機関の業務の一環として派遣されること。

(2)　申請人が帰国後、海外の所属機関の業務に復職すること。

(3)　本邦において従事する特定調理活動について本邦の公私の機関と申請人とが雇用契約を締結すること。

ハ　申請人が国籍又は住所を有する国において飲食店営業を営んでいる場合は、次の事項の内容を明らかにした特定伝統料理を修得するための計画書の提出を受け、本邦において従事する特定調理活動について当該申請人と雇用契約を締結していること。

(1)　申請人が営む飲食店営業の業務の一環として特定伝統料理を修得すること。

(2)　申請人が帰国後、特定伝統料理等を提供する飲食店営業を営むこと。

ニ　申請人が特定調理活動を行うための受入れ環境の整備等に関して指定地方公共団体が策定し法務大臣に報告した次の事項を含む実施要領を適正に実施することができるものとして当該指定地方公共団体に指定されていること。

(1)　特定伝統料理を修得するための計画及び施設に関する事項

(2)　在留中の住居の確保に関する事項

(3)　特定伝統料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項

(4)　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

(5)　申請人との面接及び申請人からの相談への対応に関する事項

(6)　申請人の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置（申請人が帰国旅費を支弁できない場合に指定地方公共団体が負担することを含む。）に関する事項

(7)　特定調理活動の継続が不可能となった場合の措置（特定調理活動の継続のために指定地方公共団体が新たな本邦の公私の機関の確保に努めることを含む。）に関する事項

ホ　特定伝統料理を修得するための期間を二年以内としていること。

ヘ　特定調理活動を行う者の受入れ人数を一事業所当たり二人以内としていること。

ト　過去三年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

二　申請人が次のいずれにも該当していること。

イ　海外の所属機関又は調理に関する第三者機関の推薦又は説明により、調理における技能を有し、素行が善良であると認められること。

ロ　特定伝統料理を修得する意思及び帰国後、特定伝統料理を世界へ発信する意思を有すること。

ハ　特定調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

○総務省告示第三百五十号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用する。

平成二十五年九月十三日

総務大臣　新藤　義孝

「広島県　広島市　三原市」を「広島県　三原市」に改める。

○総務省告示第三百五十一号

平成元年自治省告示第百六十六号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月十三日

名称	変更事項	新	旧
極東石油工業株式会社	名　称	極東石油工業合同会社	極東石油工業株式会社
極東石油工業株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	千葉県市原市千種海岸一番地	東京都千代田区大手町一丁目七番二号

総務大臣　新藤　義孝

○総務省告示第三百五十二号

平成二年自治省告示第四十二号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月十三日

総務大臣　新藤　義孝

名称	変更事項	新	旧
東燃ゼネラル石油株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都港区台場二丁目三番二号	東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
富士石油株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都品川区東品川二丁目五番八号	東京都千代田区大手町一丁目二番三号
昭和シェル石油株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都港区芝浦三丁目四番一号	東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号
伊藤忠エネクス株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都港区港南一丁目八番十五号	東京都港区西新橋二丁目八番六号
EMGマーケティング合同会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都港区港南一丁目八番三号	東京都港区赤坂五丁目三番三号
キグナス石油株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都中央区八重洲二丁目八番一号	東京都中央区京橋二丁目九番二号
富士興産株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都台東区柳橋二丁目十九番六号	東京都千代田区永田町二丁目四番三号
丸紅エネルギー株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目二番地	東京都千代田区神田錦町三丁目七番一号
三井石油株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

○総務省告示第三百五十三号

平成九年自治省告示第百五十号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月十三日

総務大臣　新藤　義孝

名称	変更事項	新	旧
中川物産株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	愛知県名古屋市港区潮見町三十七番地の二十三	愛知県半田市岩滑中町一丁目七十一番地の一

○法務省告示第三百三十四号

和歌山県海草郡紀美野町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年十月十五日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、紀美野町役場又は和歌山地方法務局に照会すること。

平成二十五年九月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

和歌山県那賀郡志賀野村大字松瀬三百四十番地　森下　辰吉

○総務省告示第三百五十四号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用する。

平成二十五年九月十三日

総務大臣　新藤　義孝

「広島県　広島市　三原市」を「広島県　三原市」に改める。

○総務省告示第三百五十五号

平成元年自治省告示第百六十六号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月十三日

名称	変更事項	新	旧
極東石油工業株式会社	名　称	極東石油工業合同会社	極東石油工業株式会社
極東石油工業株式会社	主たる事務所又は事業所の所在地	千葉県市原市千種海岸一番地	東京都千代田区大手町一丁目七番二号

総務大臣　新藤　義孝

○総務省　法務省　経済産業省告示第九号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第十条第一項の規定に基づく特定認証業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月十三日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

1　廃止に係る特定認証業務の名称　ＣＴＩ電子入札・申請届出対応　電子認証サービス

2　廃止に係る特定認証業務を行う者の名称　株式会社中電シーティーアイ

3　廃止に係る特定認証業務を行う者の住所　愛知県名古屋市中区正木一丁目４番６号

4　認定の年月日　平成15年９月29日

5　廃止しようとする年月日　平成25年８月28日